

■ 今回の改定は、現計画策定後の避難指示解除等の時点修正を反映するもの。

改定の背景

I 避難指示解除に向けた動き

- 「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3区域への再編完了
(平成25年8月)
 - 田村市都路地区における避難指示解除
(平成26年4月)
- ⇒今後、川内村、檜葉町の避難指示解除に向けた取組を加速

II 福島復興の加速化に向けた動き

- 「原子力災害からの福島復興の加速化に向けて」
(福島復興指針 平成25年12月閣議決定)
1. 避難指示解除と帰還に向けた取組の拡充
 - 個人線量の結果に基づく被ばく低減対策や健康管理、健康不安対策の実施
(平成25年11月 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方)
 2. 新たな生活開始に向けた取組等の拡充
 - 賠償の追加指針の決定
(平成25年12月 中間指針第4次追補)
 - 福島再生加速化交付金の創設
(平成25年度補正予算～)
 - 避難地域の将来像の検討
 3. 事故収束(廃炉・汚染水対策)への万全の対応
 4. 国と東電の役割分担の明確化

福島の復興・再生は新たなステージに移行

改定のポイント(主な追記・修正点)

第1部 全般的事項

- I 計画の意義、対象区域
 - 福島復興指針の基本理念
 - ・ 早期帰還支援と新生活支援の両面での支援
 - ・ 福島第一原発の事故収束に向けた取組強化
 - ・ 国が前面に立った原子力災害からの再生加速
- II 計画の取組方針・目標
 - 上記基本理念を具体化する取組(左記II記載4項目)
- III 計画の期間(10年とする期間に変更なし)
- IV 目指すべき復興の姿
 - ・ 福島再生加速化交付金の活用による帰還支援
 - ・ 追加賠償(中間指針第4次追補)による新生活支援
 - ・ 避難地域の中長期・広域の将来像を描くための今後の進め方を提示
- V 分野別の取組
 - ・ 平成26年度福島関連予算による事業実施

第2部 広域的な地域整備の方向

- I 各分野の取組
 - 広域インフラ等の平成26年度福島関連予算による事業

第3部 市町村ごとの計画

- 各市町村での区域見直しや復興・再生の取組の進展
- ※ 双葉町・大熊町は、両町の判断により、今改定時には計画を作成せず